黒潮町

（金抜）														

商工　第3-16-1号

高知県　幡多郡黒潮町　佐賀

黒潮町佐賀地区工業用地整備事業概略調査委託業務　実施設計書

履行期限　　令和 4年 3月31日
（繰越承認されたときの履行期限　令和 4年 6月20日）

令和 4年 1月 4日　　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要	起工又は変更理由
黒潮町佐賀地区工業用地整備事業検討資料作成　N=1式	
検討資料作成箇所　N=5箇所	
FROM　　TO	
図面番号　1 - 1　　1 - 1	
整理番号　-　　-	

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「黒潮町個人情報保護条例」を守らなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

http://www.town.kuroshio.lg.jp/

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

（適正管理）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第８　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第１０　発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第１１　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

特　記　仕　様　書

注１　委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第３条　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

１　本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

２　上記１により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

第４条　ウイクリー・スタンスについて

本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、１週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行すること。

ただし、災害に関する業務等の場合は調査職員と協議するものとする。

(平成30年６月29日付け30高技管第87号「ウイクリー・スタンス実施要領(案)について」参照)

第５条　その他

１　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
設計業務					
設計協議					
設計協議					明細表　第1号
見積書	式	1			
適正候補地調査					
工業用地検討資料作成					明細表　第2号
見積書	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
設計協議

明細表

見積書

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ協議 中間:1回 見積書	回	1			
1　式　　当り					

明細表　第　2号
工業用地検討資料作成

明細表

見積書

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
工業用地適正候補地検討資料作成 見積書	式	1			
1　式　　当り					